



令和4年度 第1回 始良市子ども・子育て会議

日 時 令和4年6月27日（月）
午後6時30分～

場 所 始良公民館 2階 会議室4・5

【第1部：委嘱状交付式】

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ
4. 閉会

【第2部：第1回始良市子ども・子育て会議】

1. 開会
2. 委員紹介
3. 部長あいさつ
4. 会長選出
5. 審議

①始良市子ども・子育て支援事業計画について …資料1 p. 1

6. 報告

①公立保育所等の民営化について …資料2 p. 6

②子ども館（子育て支援拠点施設）について …資料3 p. 9

③令和3年度事業実績報告 …資料4 p. 23

7. その他

始良市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

区分	役 職	氏 名	委 嘱 期 間	備 考
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	学 識 経 験 を 有 す る 者	有 村 玲 香	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	子ども・子育て会議会長 鹿児島国際大学准教授
	始 良 地 区 医 師 会 代 表	山 野 ち な み	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	やまのクリニック院長
	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 代 表	秋 宗 郁 子	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	民生委員・児童委員 協議会連合会副会長
	市 教 育 委 員 代 表	藤 谷 和 泉	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	始 良 市 教 育 委 員
	市 学 校 長 会 代 表	大 川 宏	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	錦 江 小 学 校 校 長
	市 母 子 保 健 推 進 員 代 表	杉 尾 育 代	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	始 良 市 母 子 保 健 推 進 員 協 議 会 会 長
従事している子ども・子育て支援に関する事業に	市 社 会 福 祉 協 議 会 代 表	長 尾 貴 史	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	社 会 福 祉 協 議 会 地 域 在 宅 福 祉 課 長
	市 地 域 自 立 支 援 協 議 会 代 表	小 門 口 幸 二	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	市 地 域 自 立 支 援 協 議 会 代 表 子 ども 部 会 部 会 長 (障がい者支援施設さちかぜ)
	市 内 幼 稚 園 代 表	矢 野 芳 秀	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	あいら幼稚園園長
	市 内 保 育 所 代 表	茶 圓 正 幸	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	始 良 市 保 育 協 議 会 会 長 (建 昌 福 祉 会)
	市 児 童 ク ラ ブ 連 絡 協 議 会 代 表	駒 倉 國 治	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	児 童 ク ラ ブ 連 絡 協 議 会 会 長 (児 童 ク ラ ブ か が や き ・ は や ぶ さ)
その他市長が必要と認める者	市 議 会 議 員 代 表	益 森 隆 史	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	始 良 市 議 会 議 員
	小 学 校 P T A 代 表	田 畑 佳 菜	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	西 始 良 小 学 校 校 長 P T A 副 会 長
	幼 稚 園 保 護 者 代 表	倉 岡 マ キ	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	錦 江 幼 稚 園 園 長 P T A 会
	保 育 所 保 護 者 代 表	藤 塚 里 恵	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	小 山 田 保 育 所 表 保 護 者 代 表

始良市子ども・子育て支援事業計画 中間見直しの概要

1 計画の概要について

我が国における子ども・子育てを取り巻く環境は、核家族化や夫婦共働き家庭の増加など、大きく変化し、「少子化」「子育て家庭の孤立化」「待機児童の発生」などの多くの問題を抱えています。

このような状況の中、国は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成 24 年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成 27 年4月には「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。

「子ども・子育て支援法」においては、市町村に対して「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけています。

本市では、「男女が共同し、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つまちづくり」を基本理念とする「始良市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています（現在、第2期計画期間中）。

◆ 子ども・子育て支援法 第61条

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 計画の中間見直しについて

国は、計画に定めた「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」のニーズ量の予測「量の見込み」と実績値が大きく乖離した場合など、必要性に応じて、計画の中間見直しを行うことを求めています。

本市においては、今年度が第2期計画期間(令和2年度～令和6年度)の中間年にあたることを踏まえ、中間見直しを実施することとしました。

具体的には、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」に係る部分、本市が整備を進める「(仮称)始良市子ども館(子育て支援拠点施設)」に係る部分について、現行計画の見直しを行います。

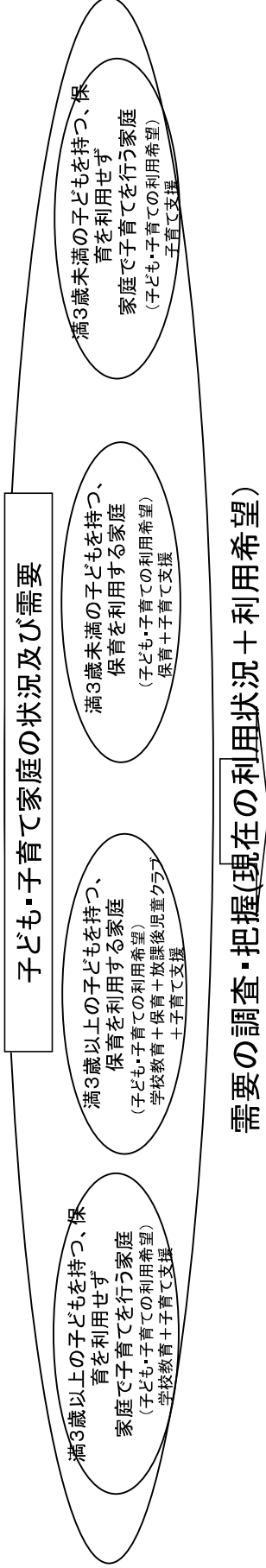
3 中間見直し完了までの予定スケジュール

日時	内容
令和4年6月27日	第1回子ども・子育て会議 開催 ・中間見直しに係る説明
7月	「量の見込み」算定に係るアンケート調査実施 ・対象:未就学児童保護者 2,000 人及び小学生児童保護者 1,000 人
8月下旬	第2回子ども・子育て会議 開催 ・中間見直し案 提示
11月下旬	第3回子ども・子育て会議 開催 ・中間見直し修正案 提示
令和5年2月中旬	第4回子ども・子育て会議 開催 ・中間見直し最終案 承認
3月	中間見直し完了

※作業の進捗状況、国・県への報告スケジュール等により変更となる場合があります。

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



需要の調査・把握(現在の利用状況 + 利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況 + 利用希望)、「確保方策」(確保の内容 + 実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
* 私立保育所については、委託費を支弁

(施設型給付・地域型保育給付は、早期・夜間・休日保育にも対応)

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者

= 地域型保育給付の対象※

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業等

- ・延長保育事業
- ・病児保育事業

放課後
児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

「量の見込み」と実績値の比較

(1) 幼児教育・保育の提供体制

(単位:人)

支給認定区分		地区	令和3年度		増減
			量の見込み	実績値	差 (b-a)
			a	b	c
幼児教育	1号 (公立幼稚園)	市内全域		199	
	1号 (私立幼稚園)	市内全域	1,026	304	-178
	1号 (認定こども園)	市内全域		345	
幼児保育	2号 (3・4・5歳児)	市内全域	1,144	1,113	-31
	3号 (1・2歳児)	市内全域	810	674	-136
	3号 (0歳児)	市内全域	115	102	-13

「量の見込み」と実績値の比較

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	事業名	単位等	令和3年度		増減
			量の見込み	実績値	差 (b-a)
			a	b	c
1	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	延利用児童数 (人)	16,600	8,962	-7,638
2	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	延利用児童数 (人)	980	393	-587
3	一時預かり事業(幼稚園型)	延利用児童数 (人)	17,400	18,997	1,597
	一時預かり事業(幼稚園型以外)	延利用児童数 (人)	2,500	853	-1,647
4	延長保育事業(時間外保育)	実利用児童数 (人)	800	656	-144
5	病児・病後児保育事業	延利用児童数 (人)	550	419	-131
6	放課後児童健全育成事業(1年生)	登録児童数 (人)	322	353	31
	放課後児童健全育成事業(2年生)		271	305	34
	放課後児童健全育成事業(3年生)		218	211	-7
	放課後児童健全育成事業(4年生)		113	139	26
	放課後児童健全育成事業(5年生)		61	72	11
	放課後児童健全育成事業(6年生)		35	30	-5
	合計		1,020	1,110	90
7	妊婦健康診査	延受診回数 (回)	9,030	7,768	-1,262
8	乳児家庭全戸訪問事業	人数 (人)	616	574	-42
9	養育支援訪問事業	延訪問回数 (回)	51	31	-20
10	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	延利用児童数 (人)	10	12	2
11	利用者支援事業	設置数 (か所)	1	1	0

始良市立保育所等の移管後の経過について

1. 帖佐保育所

- 移管事業者 社会福祉法人 建昌福祉会 理事長 伊東 安男
- 所在地 始良市東餅田 2602
- 設立年月日 昭和 52 年 11 月 25 日

【現に運営している保育所等】

- ① 幼保連携型認定こども園 建昌保育園(始良市) 昭和 53 年 4 月 1 日 開所
- ② 幼保連携型認定こども園 建昌菜の花保育園(始良市) 平成 14 年 10 月 1 日 開所
- ③ 幼保連携型認定こども園 建昌こぎく保育園(始良市) 平成 25 年 4 月 1 日 開所
- ④ 幼保連携型認定こども園 ひまわりこども園(始良市) 平成 29 年 4 月 1 日 開所
- ⑤ 小規模保育事業所 建昌つぼみ保育園(始良市) 平成 28 年 4 月 1 日 開所

2. 大楠ちびっ子園

- 移管事業者 社会福祉法人 太陽の風 理事長 小牧 伸一郎
- 所在地 始良市西餅田 3306-1
- 設立年月日 平成 27 年 3 月 17 日

【現に運営している保育所等】

- ① 幼保連携型認定こども園 おひさまこども園(始良市) 平成 27 年 4 月 1 日 開所
- ② 小規模保育事業所 ひなたぼっこ保育園(始良市) 平成 28 年 4 月 1 日 開所

3. 加治木保育所

- 移管事業者 社会福祉法人 たちばな会 理事長 富田 隆文
- 所在地 鹿児島市紫原 6-40-27
- 設立年月日 平成 18 年 12 月 22 日

【現に運営している保育所等】

- ① 幼保連携型認定こども園 たちばな保育園(鹿児島市) 平成 19 年 9 月 1 日 設立

4. 重富保育所

- 移管事業者 社会福祉法人 クオラ 理事長 松下 兼一
- 所在地 薩摩郡さつま町船木 2315-1
- 設立年月日 昭和 53 年 1 月 10 日

【現に運営している保育所等】

- ① 認定こども園 クオラキッズ(さつま町) 昭和 54 年 4 月 1 日 開所
- ② 事業所内保育所 わんぱくキッズ(さつま町) 平成 27 年 4 月 1 日 開所

始良市立保育所等の民営化について

時期		内容	No.
	平成30年 12月	○始良市立保育所等民営化実施計画書の策定	1
	平成31年 4月	○始良市立保育所等民営化実施計画書の説明	2
令和元年度	令和元年 5月 ↳ 8月	○文筆登記及び境界確定業務(重富保育所、加治木保育所) 境界確定業務(帖佐保育所、大楠ちびっこ園)	3
	令和元年 7月	○埋蔵文化財包蔵地試掘調査(重富保育所)	4
	令和元年 10月 ↳	○始良市立保育所等不動産鑑定評価 (重富保育所、帖佐保育所、加治木保育所、大楠ちびっこ園)	5
	令和2年 1月		
	令和元年 10月 ↳	○始良市立保育所等の民間移管にかかる募集要項検討委員会	6
	令和2年 3月		
令和2年度	令和2年 5月	○第1回始良市立保育所等の民営化にかかる法人選考委員会	7
	6月	○第2回始良市立保育所等の民営化にかかる法人選考委員会(募集要項決定)	8
	7月	○市内対象法人募集開始(7月29日期限) ○議会全員協議会での説明(募集要項について)	9 10
	8月	○第3回始良市立保育所等の民営化にかかる法人選考委員会 (選考/重富保育所、帖佐保育所、大楠ちびっこ園)	11
	9月	○県内対象法人募集開始(加治木保育所、9月18日期限) ○第4回始良市立保育所等の民営化にかかる法人選考委員会(法人面接)	12 13
	10月	○第5回始良市立保育所等の民営化にかかる法人選考委員会 (選考/加治木保育所) (結果/重富保育所、帖佐保育所、大楠ちびっこ園)	14
		○県内対象法人募集開始(重富保育所、11月2日期限)	15
	11月	○第6回始良市立保育所等の民営化にかかる法人選考委員会(法人面接) ○第7回始良市立保育所等の民営化にかかる法人選考委員会 (選考/重富保育所、結果/加治木保育所)	16 17
	12月	○第8回始良市立保育所等の民営化にかかる法人選考委員会(法人面接) ○第9回始良市立保育所等の民営化にかかる法人選考委員会 (結果/重富保育所)	18 19
	令和3年 2月	○議会全員協議会での説明(移管事業者について) ○移管事業者への決定通知	20 21
	3月	○始良市議会へ建物の無償譲渡議案提出 ○始良市議会にて建物の無償譲渡議案可決	22 23

時期		内容	No.
令和3年度	令和3年 4月	○始良市立保育所・認定こども園民間移管 移管前協定書締結	24
		○移管事業者に関する広報(市ホームページ)	25
	5月	○帖佐保育所に関する第1回三者協議会	26
	6月	○重富保育所に関する第1回三者協議会	27
		○加治木保育所に関する第1回三者協議会	28
	7月	○大楠ちびっこ園に関する第1回三者協議会	29
		○子ども・子育て会議(意見書提出)	30
		○保育所及び認定こども園設置認可申請書提出(移管事業者→県子育て支援課)	31
	9月	○帖佐保育所に関する第2回三者協議会	32
		○重富保育所に関する第2回三者協議会	33
		○加治木保育所に関する第2回三者協議会	34
	10月	○大楠ちびっこ園に関する第2回三者協議会	35
		○始良市議会へ保育所(小山田保育所以外廃止)設置条例改正議案提出	36
		○始良市議会にて保育所(小山田保育所以外廃止)設置条例改正議案可決	37
	11月	○始良市議会へ認定こども園設置条例改正議案提出	38
		○始良市議会にて認定こども園設置条例改正議案可決	39
		○帖佐保育所に関する第3回三者協議会	40
	12月	○重富保育所に関する第3回三者協議会	41
		○加治木保育所に関する第3回三者協議会	42
		○大楠ちびっこ園に関する第3回三者協議会	43
	令和4年 1月	※第1次入所児童募集(～11月末日まで)	44
		○帖佐保育所に関する第4回三者協議会	45
		○重富保育所に関する第4回三者協議会	46
	2月	○大楠ちびっこ園に関する第4回三者協議会	47
○大楠ちびっこ園に関する保護者説明会(移管事業者→在園児保護者)		48	
○帖佐保育所に関する第5回三者協議会		49	
令和4年 4月	○帖佐保育所に関する保護者説明会(移管事業者→在園児保護者)	50	
	○重富保育所に関する保護者説明会(移管事業者→在園児保護者)	51	
	○加治木保育所に関する保護者説明会(移管事業者→在園児保護者)	52	
令和4年 5月	※第2次入所児童募集(12月～3月まで)	53	
	○移管事業者との引継ぎ及び共同保育の実施(～3月まで)	54	
	○施設廃止届提出(市→県)	55	
令和4年度	令和4年 4月	○覚書及び各種契約の締結	56
		○施設引き渡し及び移管事業者による運営開始	57
	5月	○加治木たちばな保育園(旧加治木保育所)と意見交換会	58
		○蒲生てんてんこども園(旧大楠ちびっこ園)と意見交換会	59
	6月	○保育園クオラキッズあいら(重富保育所)と意見交換会	60
		○帖佐すずらん保育園(旧帖佐保育所)と意見交換会	61
		○子ども・子育て会議(本日)	62



始良市子ども館
(子育て支援拠点施設)
運営方針(素案)

子どもみらい課

R4. 6. 27



目次

始良市子ども館(子育て支援拠点施設)の概要.....	1
序章 運営方針の趣旨	2
始良市子ども館(子育て支援拠点施設)を整備する背景	2
運営方針の位置づけ	2
第1章 基本理念と目標	3
基本理念.....	3
目標（長期的目標・短期的目標・SGD'sの達成）	4
第2章 事業実施方針	5
第3章 実施事業概要	6
地域子育て支援拠点事業	6
一時預かり事業	6
利用者支援事業.....	7
第4章 施設構成	8
配置図・平面図.....	8
施設の構成と用途等	9
利用対象者	10
第5章 管理運営体制	11

始良市子ども館(子育て支援拠点施設)の概要

①名称

始良市子ども館(子育て支援拠点施設)

②所在地

始良市加治木町本町 400 番地



③規模等

敷地面積：2253.13㎡ 延床面積：1591.74㎡

1階：駐車場・エントランス・倉庫・屋外階段・街のひろば 等

2階：子ども館（キッズルーム・多目的室・半屋外広場・一時預かり室・相談室） 等

駐車場：55台（障害者等用3台・らくらくスペース3台含む）

④開館時間及び休館日

ア 開館時間

・子ども館 午前9時00分から午後5時00分

・一時預かり室 午前9時00分から午後7時00分

イ 休館日

12月29日から1月3日

毎週水曜日



序章 運営方針の趣旨

・始良市子ども館(子育て支援拠点施設)を整備する背景

核家族化の進展や社会経済状況の変化、ライフスタイルの多様化は子どもや子育て家庭を取り巻く環境に変化をもたらし、子育てにも影響がみられています。

本市においても、少子化や核家族化の進行、地域内でのつながりの希薄化などを要因として、地域の中で子育て世帯が孤立しがちになり、子育てに関する知恵や経験が世代間で継承されにくくなってきています。そのような環境の中で、子育てに対する不安や負担、孤立感を感じながら子育てに臨んでいる親も少なくありません。

また、子育てにおける悩みは、深刻な育児ストレスを抱えているものから誰かと子育てについて情報交換できれば十分というものまで多種多様です。このような親子に、必要な支援を提供し、親が「子育ての力を身につけること」が子どもの育ちに重要です。

こうした子育て支援における課題を解決するため、子どもを安心して遊ばせることのできる場所、子育て世帯の育児不安や負担感を軽減するための交流の機会や相談のできる場所の提供など子育てを総合的に支援する拠点が必要となっています。

・運営方針の位置づけ

(仮称)始良市子ども館(子育て支援拠点施設)は、子育て世帯を包括的に支援するための中核となる拠点施設として整備したものです。本市に住まう子どもたちは、始良市の可能性の一翼を担い、未来を託す存在であり、まさに地域の「宝物」。その子どもたちが健全に成長するためにも、子育てを行う保護者の誰もがいきいきと輝き、安全に、そしてなによりも子育てに関する不安や悩みを感じることなく、安心して子育てすることができる環境づくりが重要であり、そしてその恵まれた環境の中で子どもたちがのびのびと過ごすことができるまちづくり、「子育てのまち“あいら”」を象徴する施設とするべく、実施する事業や維持管理方針等を定めるために策定をするものです。

第1章 基本理念と目標

・基本理念

子育てにぬくもりと安心を

～子育ての“わ”  が広がる『ゆめエリア』～

施設の基本理念とは、施設運営を行っていくうえで最も重要な基本姿勢であり、長期にわたって目指すべき方向性と施設の在り方を示すものです。そこで、本施設の整備基本方針として定めた「子育てにぬくもりと安心を ～子育ての“わ”が広がる『ゆめエリア』」を施設の基本理念として掲げ、子育て世帯が「ぬくもり」と「安心」を感じながら子育てに励むことができる拠点として、次の4つのコンセプトに基づいた運営を行います。

①子育ての“輪”が広がる『ゆめエリア』

子ども同士、親同士、親子同士のつながりを作り、育てる場所

②子育ての“和”が広がる『ゆめエリア』

気軽に利用でき和むことができる場所、休息を得られる場所

③子育ての“話”が広がる『ゆめエリア』

気軽に相談ができる場所、話が弾み、対話による仲間づくりができる場所

④子育ての“環”が広がる『ゆめエリア』

次世代育成を支援する拠点、多世代交流より次代に引き継ぎ、受け継いでいく場所

・目標

①長期的目標

「子育てを支援するための基盤整備」と「安心して子どもを育てることができる支援体制」が整っており、「結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう県央都市あいら」が実現されることを目標とします。

②短期的目標

(仮称)始良市子ども館(子育て支援拠点施設)が子育て支援の拠点施設として、子育てをしている市民や、子育てを支える市民に広く利用され、実施する事業や提供する機能が効果的に発揮されることを目標とします。

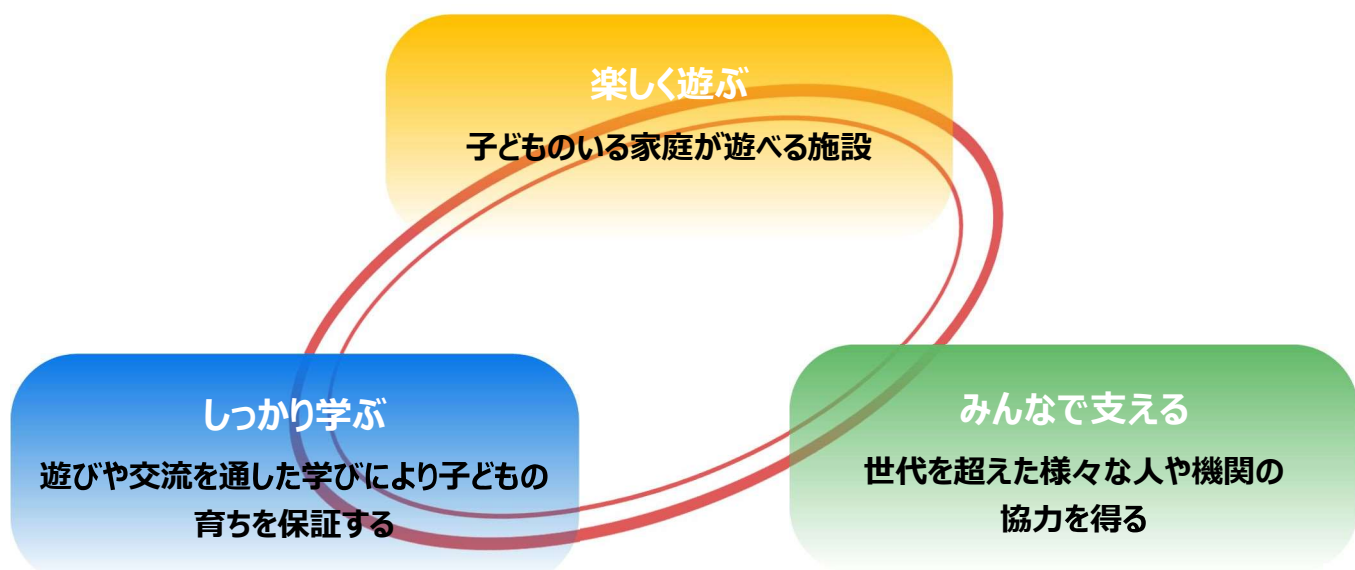
③SDGsの達成

SDGsとは『Sustainable Development Goals』の略称で、2015(平成27)年9月の国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016(平成28)年から2030(令和12)年までの、持続可能な世界を実現するための国際目標で、17のゴールから構成されています。

(仮称)始良市子ども館(子育て支援拠点施設)では、子ども同士や親子同士での遊びやふれあいを通じて、家族以外の存在や、自分と他人との違いを自然に学んでいくことが期待されます。また、施設内の遊具やおもちゃをリサイクル素材製の物を積極的に導入したり、廃材の再利用をすることも持続可能な取り組みであるとともに、それらを大事に使って遊ぶことも子どもたち自身がSDGsを考える土台になると考えます。そこで(仮称)始良市子ども館(子育て支援拠点施設)と関連する開発目標を示します。



第2章 事業実施方針



実施事業

- ①地域子育て支援拠点事業
- ②一時預かり事業
- ③利用者支援事業

第3章 実施事業概要

① 地域子育て支援拠点事業（一般型（センター型））

「地域子育て支援拠点事業」とは、

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする事業。

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業で、次に掲げる事業を実施します。

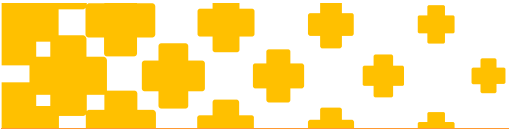
- ア 天候にかかわらず安全に、そして気兼ねなく子どもたちが遊ぶことができる場所の提供
- イ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ウ 子育て等に関する相談、援助の実施
- エ 地域の子育て関連情報の提供
- オ 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施
- カ 子育て関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等と連携するためのネットワークの形成（地域支援活動）

② 一時預かり事業（地域密着Ⅱ型）

「一時預かり事業」とは、

保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合があります。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされています。こうした需要に対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする事業。

保護者の一時的な就労や通院、冠婚葬祭等により家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児を預かる事業で、保護者の育児などによる負担解消などの私的な理由によっても利用ができるものとします。



③利用者支援事業（基本型）

「利用者支援事業」とは、

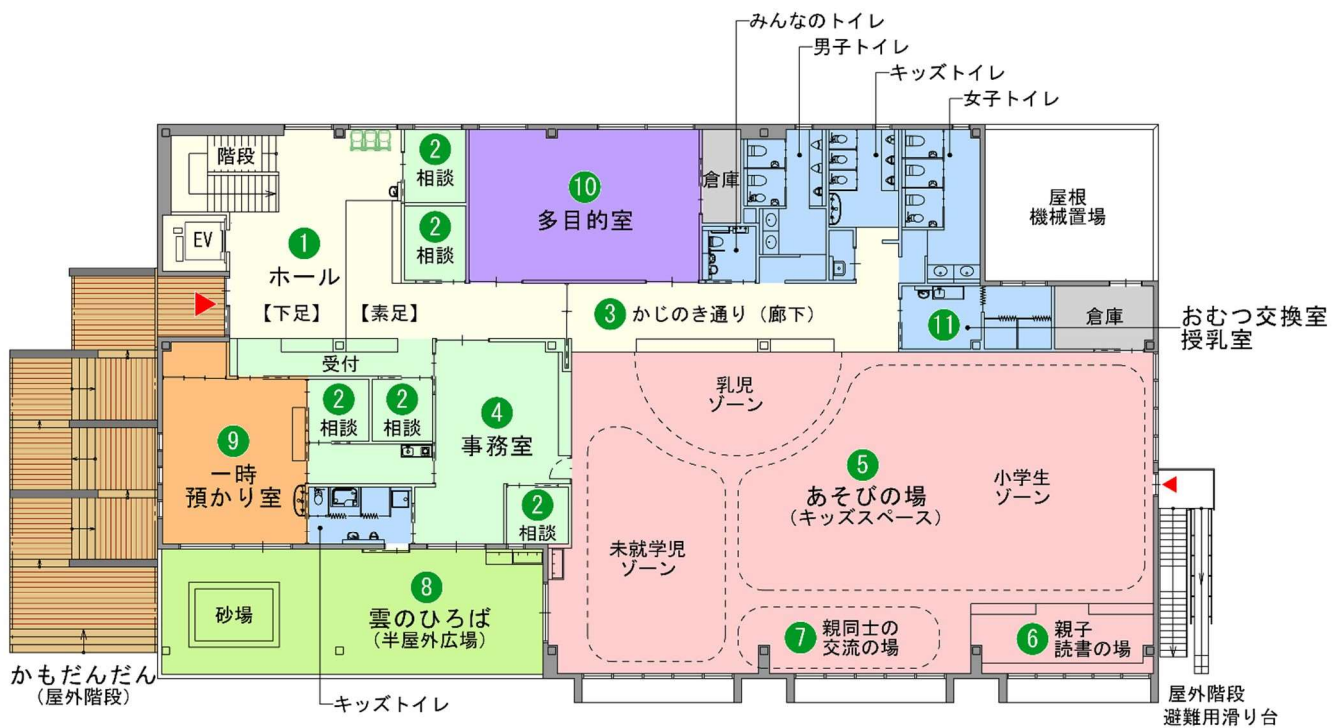
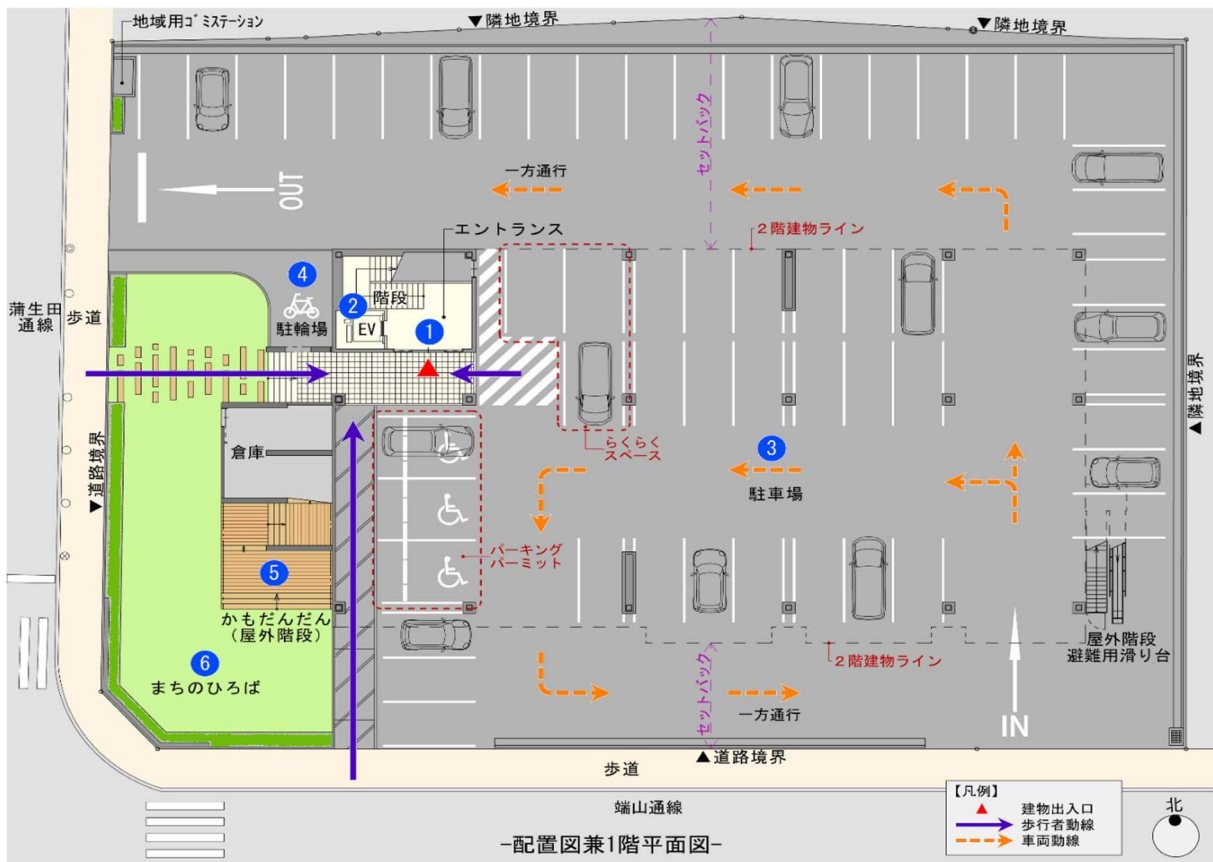
一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする事業。

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する事業で次に掲げる事業を実施します。

- ア 利用者支援
- イ 地域連携
- ウ 広報

第4章 施設構成

配置図・平面図



施設の構成と用途等

機能	階	整備スペース	目的・用途等
交流	一階	エントランス	<ul style="list-style-type: none"> ・建物西側の2階へつなぐ出入口。 ・西側道路、駐車場側、南側の3方向からアクセス可能。
全体		階段・エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・親子連れでも安全に昇り降りできる階段。 ・バリアフリーに配慮した11人乗りエレベーター。
全体		駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・パーキングパーミット用、らくらくスペースを含む55台分の駐車場。 ・駐車場内は一方通行とし、南側を入り口、西側を出口とする。
全体		駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・車両動線や子どもたちの動線に配慮した配置とする。
地域連携 交流		かもだんだん (屋外階段)	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな階段を設け、まちのひろばとつなぐ。 ・子どもたちの遊び場、イベント時の観客席等として活用をはかる。
	まちのひろば	<ul style="list-style-type: none"> ・建物と街をつなぐ緑地スペース。 ・イベントや地域交流等に活用をはかる。 	
連携	二階	ホール 受付口	<ul style="list-style-type: none"> ・受付業務や利用案内を行う。 ・感染症対策としての検温等を行う。
相談		相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・個別での相談に対応する。 ・プライバシーに配慮し、分散させて配置。
交流		かじのき通り※ (廊下)	<ul style="list-style-type: none"> ・幅の広い見通しの良い空間として、主要室へのアクセス通路と休憩スペースを兼ねる。
交流 支援		事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関ホール、あそびの場に近接させて、全体を見渡ししながら適切な管理や見守りを行う。 ・子どもとその保護者に対する相談窓口として、各種相談の受付・対応、関係機関への引継や事務作業等を行う。 ・各種サービス等の円滑な利用に向けた支援を行う。
交流		あそびの場※ (キッズスペース) 乳児ゾーン 未就学児ゾーン 小学生ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・間仕切りのない広くて、天井の高い空間で自由に遊び、交流や情報交換をできるひろばとする。 ・遊具を配置し、身体活動を伴った遊びを促進する。 ・年代別にゾーニングをすることにより安全な環境に配慮する。 ・気軽に利用できる相談スペースを設け、スタッフによる子育て相談等を行う。
	親子読書の場※	<ul style="list-style-type: none"> ・育児図書や子ども向け図書を配架する。 ・読み聞かせ会など親子イベントを開催する。 	

	二階	交流の場※	<ul style="list-style-type: none"> ・キッズスペースを見渡すことができる場。 ・親同士の交流や情報交換を図る。
		雲のひろば※ (半屋外広場)	<ul style="list-style-type: none"> ・季節を感じながら、屋根の下で遊べる空間とする。
支援		一時預かり室	<ul style="list-style-type: none"> ・事由に関わらず子どもたちを一時的に預けることができる。
交流連携		多目的室等※	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関するセミナー等の開催。 ・子どもの成長と発達を支える切れ目のない支援のため、関係機関と連絡・調整、具体的な支援を協議する。 ・飲食スペースの確保
全体		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換室、授乳室等を整備する。 ・飲食できるスペースを確保する。 ・屋外階段・避難用滑り台で非常時の避難経路を確保する。

※印部分については、コロナウイルス感染症等の対策を踏まえた安心・安全な利用と公平でスムーズな利用を図るため、入退室管理を実施する。

利用対象者

各室名	利用者の範囲・条件等
あそびの場 (キッズスペース)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は、各遊具の対象年齢、安全性の確保を考慮し、おおむね小学生3年生までの児童とする。 ・保護者の同伴を原則とする。 ・市民以外の利用も可能とする。 ・利用定員は、広さやスタッフ人員を勘案して今後定める。(50組100名程度)
半屋外広場	
保護者交流エリア	
親子読書エリア	
一時預かり エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は、原則市内に住所を有する生後3ヶ月から小学校就学前の子どもとする。 ・利用定員は、広さやスタッフ人員を勘案して今後定める。 ・登録制とし、最初の利用時は、個票作成を行う。
相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は、子育てに悩みを持つ方。相談を必要とする方。 ・原則、随時相談可とするが、より充実した対応のための準備ができるよう事前予約も可能とする。
多目的室等 その他全館	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校3年生までの児童及びその家族。 ・妊娠中の方及びその家族。 ・その他子育て支援に関連する方。



第5章 管理運営体制

①設置者

始良市

②設置規程

始良市子ども館(子育て支援拠点施設)設置条例

③運営形態

市の直営施設とします。なお、サービスの向上と経費の縮減を図るため、実施事業の一部業務委託を検討します。

④運営担当部署

始良市 保健福祉部 子どもみらい課

⑤利用料金

ア 一時預かり部分

市内他施設の状況や他市の類似施設等を勘案し、適切な利用料金を設定します。

3歳以上児：1時間400円、3歳未満児：1時間500円

※一時預かりは、特定子ども・子育て支援施設として申請する予定のため、条件により無料になる場合があります。

イ 多目的ホール

他の市有施設の貸室料金等を勘案し、適切な利用料金を設定します。なお、利用内容や利用範囲に応じた減免制度の導入について検討します。

⑥感染症対策

入館時の検温や問診、入退室管理、換気等により3密を回避するとともに、定期的な消毒の実施により安全で安心な施設運営を行います。

【飛沫感染に対して】

- ・換気バランスの良い大きさの開口部を設置し、自然換気で空気の流れをつくります。
- ・雨天時、降灰時には、機械による換気等の対策を実施します。

【接触感染に対して】

- ・各所に手洗い場所を設置します。

- ・トイレ内換気扇スイッチは利用者が入り切りできない位置に設置します。
- ・便器等はセンサー式を導入し、非接触で蓋が閉じて洗浄を行えるようにします。

⑦施設維持管理計画

施設を適切に維持管理するだけでなく、子どもや子育て世帯にとって魅力のある施設であり続けることを常に念頭に置き、自己評価や利用者アンケートによる実施事業の点検や見直し、遊具の再配置等を行うなど、利用者の満足度に留意した運営を行います。また、安全・安心な施設運営を図るため、各種マニュアル等を策定します。

【策定が必要とされる各種マニュアル等】

○安全管理体制

- ・緊急時の体制
- ・不審者対応

○活動中の安全管理について

- ・活動中の安全対策・注意事項
- ・プール使用時の安全対策・注意事項
- ・災害・事故等への対応

○衛生管理

○健康管理

- ・感染症の対応
- ・応急処置・救命処置

○遊具点検マニュアル

○防災マニュアル

資料4

令和3年度 子ども・子育て支援事業等実績

所管	事業名	事業内容	令和2年度	令和3年度
子どもみらい課 子ども政策係	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援に係る施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議を行う。	3 回開催	3 回開催
	公立保育所等の運営管理事業	市内公立保育所及び認定こども園の運営及び管理。	保育所： 認定こども園：	4施設 1施設
	次世代育成支援対策施設整備事業	待機児童解消につながる、保育所及び認定こども園等の創設、改修等に係る費用の一部を助成する。	実績なし	1施設 宮島わらべ保育園 (新設)
	家庭的保育事業所等の認可	小規模保育事業所等の認可。	実績なし	1施設 なごみ保育園
	地域子育て支援センター事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	6 施設 延べ 17,289 人	6 施設 延べ 17,003 人
	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や週末等に安心して生活できる居場所を確保し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、健全な育成を図る。	24 か所 延べ： 171,058 人 登録： 1,104 人	25 か所 延べ： 169,265 人 登録： 1,110 人
	子育てコンシェルジュ事業	子育てについて気軽に相談できる場として、イオンゆめみらい保育園あいら内に相談窓口を設置し、相談員(子育てコンシェルジュ)を配置。 事業の運営はイオンタウン株式会社に業務委託。 開設日：土・日・月曜日	延べ 60 件	延べ 181 件
	あいら子育て支援講座運営委託事業	子育て世帯等の抱える様々な悩みを解消することを目的として、子育てに関する情報発信等を行う講座を月2回程度開催。 開催日：第2、第4月曜日 講座の企画運営はイオンタウン株式会社に業務委託。 ※令和3年度は、コロナウイルス感染拡大防止のためイベントは未実施。	15 回 354 人 148 組	21 回 660 人 256 組
休日保育事業	認可保育所等において、保護者が就労等により日曜及び祭日に家庭内で保育できない未就学児の保育を行う。	延べ 67 人	延べ 28 人	

所管	事業名	事業内容	令和2年度	令和3年度
子どもみらい課 保育係	認可保育所等 入所事業	認可保育所等への入所受付及び利用調整を行う。	受付 2,002 人 入所 1,798 人	受付 1,984 人 入所 1,889 人
	支給認定証 発行事業	支給認定申請受付及び支給認定証の発行を行う。	待機児童 91 人	待機児童 17 人
	認可保育所等 給付事業	認可保育所等において、保護者が就労等により日中に家庭内で保育できない未就学児の保育の実施及びそれに要する費用の支弁を行う。	64 施設 2,249 人	88 施設 2,158 人
		子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付を行う。	36 施設 665 人	38 施設 585 人
	保育体制強化事業	清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺業務を行う者の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。	4 施設	6 施設
	延長保育事業	やむを得ない理由により、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所や認定こども園等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する。	21 施設 延べ 12,047 人	23 施設 延べ 15,074 人
	一時保育促進事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園等において、一時的に預かり、保育を行う。	一般型 10 施設 延べ 1,540 人	一般型 10 施設 延べ 853 人
			幼稚園型 9 施設 延べ 19,773 人	幼稚園型 10 施設 延べ 18,949 人
	病児・病後児保育事業	保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う。	病児 1 施設 延べ 319 人	病児 1 施設 延べ 366 人
			病後児 1 施設 延べ 32 人	病後児 1 施設 延べ 53 人
障害児保育事業	認可保育所等が障害児を保育するために加配する保育士の雇用等に要する経費について、市が助成を行う。	重度 5 人 軽度 0 人	重度 8 人 軽度 0 人	
子どものショート ステイ事業	保護者の疾病等により家庭において一時的に児童の養育が困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要となった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。	8 件	12 件	
ファミリーサポート センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進する。	422 件	393 件	

所管	事業名	事業内容	令和2年度	令和3年度
子どもみらい課	家庭児童相談事業	子どもとその家庭及び妊産婦等が抱える様々な困りごとや悩みの相談及び支援を行う。	436 人	466 人
学校事務係課	実費徴収に係る補足給付を行う事業 (施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助)	保護者が支払うべき食事の提供(副食の提供に限る。)にかかる実費徴収額に対して、市町村がその一部を補助する。	2 施設 787 人	2 施設 834 人
健康増進課 母子保健係	母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時に、妊娠・出産・育児に関する情報の提供を行っている。また、あわせて妊婦健康診査受診票(14回分)を交付し、定期健診の受診勧奨を行っている。	657 人	582 人
	乳幼児健康診査事業	乳幼児期における発育・発達の確認および疾病の早期発見・早期対応、育児情報の提供等を行っている。(保健センター等で実施)	2,880 人	2,773 人
	母子健康相談事業	乳幼児の身体計測や育児に関する相談に保健師・助産師・栄養士等が応じている。	延べ 275 人	延べ 635 人
	訪問指導事業	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う。	2か月児 383 件	2か月児 460 件
	利用者支援事業 (母子保健型)	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。	1 か所	1 か所

○始良市子ども・子育て会議条例（平成26年3月31日条例第2号）

○始良市子ども・子育て会議条例

平成26年3月31日条例第2号

改正

平成27年3月26日条例第8号

始良市子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、始良市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事している者
- (3) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、任期中委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもみらい課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 第6条第1項の規定にかかわらず、会長が定められていない場合は、市長が会議を招集する。

附 則（平成27年3月26日条例第8号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

始良市子ども・子育て会議運営指針

始良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の円滑な運営を図るため、次の事項について定める。

1 会議の開閉

会議の開会と閉会は、会長が宣告する。

2 発言

委員は、会長の許可を得た後に発言するものとする。

3 会議の記録

次に掲げる事項を記録した会議録を子どもみらい課（以下「事務局」という。）にて作成し、保存するものとする。また、会議録には会長とあらかじめ会長が議事に先立ち指名した出席委員が署名するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 会議の議題
- (4) 会議経過の要旨
- (5) その他会長が必要と認めた事項

4 会議録等の公開

会議録や会議資料は、原則公開とし、その公開方法については、次のとおりとする。ただし、ホームページに掲載する場合は、要点筆記形式とする。

- (1) 事務局での閲覧
- (2) ホームページへの掲載

5 会議の公開

会議は、原則公開とし、会議の開催に当たってはホームページに開催の概要を掲載する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 始良市情報公開条例（平成22年始良市条例第17号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を議事とする場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

6 傍聴の手続

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿に必要事項を記入するものとする。

(2) 傍聴の受付時間は、原則として会議の開会予定時刻の30分前から15分前までとする。

7 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、会場の規模に応じて会長が調整する。また、傍聴希望が定員を超えるときは、先着順とする。

8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴するにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。

(2) 写真、動画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(3) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) やむ得ない場合を除き、傍聴中に入退室をしないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

9 傍聴が認められない者

鈍器その他の危険なものを持っている者、酒気を帯びている者、審議に影響を及ぼす恐れのあるものを携帯又は着用している者、その他秩序を乱す恐れがあると認められる者の傍聴は禁止とする。

10 傍聴人の退場

傍聴人は、会議を公開しないと決定したときは、速やかに退場しなければならない。

11 職員の指示

傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

12 違反に対する措置

傍聴人がこの運営指針に違反するときは、会長はこれを制止するとともに、その指示に従わないときは、事務局の職員に命じ、退場させることができる。

13 その他

上記に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項が生じたときは、会長が会議に諮って定める。

14 附則

この運営指針は、令和2年4月1日から施行する。